

【1. 幼児教育・保育の無償化の対象施設・事業について】

No.	事項	問	答
1	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の利用が、幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、どのような要件が必要ですか。	保育所、認定こども園、小規模保育事業所などを利用できていない方であって、保育の必要性がある場合に、施設等利用給付第2・3号認定(保育の必要性認定)を受けることにより、認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付(償還払い)を受けることができます。
2	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は、どのような内容であれば施設等利用給付(償還払い)の対象になるのでしょうか。	原則として、「預かり」が対象となります。「預かり」と併せて利用される「送迎」については、「預かり」と一体的に行われることから施設等利用給付(償還払い)の対象となりますが、「送迎」のみの利用は対象外となります。
3	延長保育	保育所等で延長保育を利用した際に、その利用料は幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	保育所、認定こども園、小規模保育事業所などを利用している方については、延長保育を利用した際の利用料は無償化の対象とはなりません。
4	企業主導型	企業主導型保育事業は幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	企業主導型保育事業は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所などと同様、3歳から5歳までの子どもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの利用料が無償になりますが、施設等利用給付(償還払い)の対象にはなりません。
5	幼稚園利用者の認可外保育施設等利用	幼稚園と認可外保育施設等を利用している場合、認可外保育施設等は幼児教育・保育の無償化の対象となるのですか。	保育の必要性のある子どもが幼稚園(認定こども園(1号)等を含む。)と認可外保育施設等を利用している場合、幼稚園及び幼稚園の預かり保育事業の利用料は幼児教育・保育の無償化の対象となります。これに加え、認可外保育施設等を利用する場合についても、一定の要件を満たした場合(在籍園が提供する預かり保育事業が、①平日提供時間数8時間未満、または②開所日数200日未満のいずれかに該当する場合)は、施設等利用給付(償還払い)の対象となります。

No.	事項	問	答
6	認可保育所や認定こども園利用者の認可外保育施設等利用	保育の必要性が認定され、認可保育所や認定こども園を利用している場合、これらの施設に加えて認可外保育施設等を利用した場合であっても幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	保育所、認定こども園、小規模保育事業所など利用している場合は、認可外保育施設等の利用は施設等利用給付の対象にはなりません。
7	幼児教育類似施設	各種学校やインターナショナルスクールは、幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	各種学校は、今般の無償化の対象とはなりません。インターナショナルスクールは、それぞれの施設の設置形態や保育の必要性等によって異なります。
8	広域利用	居住している市町村とは異なる市町村の認可外保育施設を利用した場合も幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	保育の必要性の認定があり、認可保育所に入ることができない場合の代替措置として認可外保育施設を利用した場合は、居住している市町村とは異なる市町村の施設の利用についても無償化の対象となります。

【2. 幼児教育・保育の無償化の上限額等】

No.	事項	問	答
1	認可保育所以外の上限額	保育の必要性があると認定され、保育所、認定こども園、小規模保育事業所などを利用できていない方が、一般的にいう認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)を利用する場合、幼児教育・保育の無償化の上限額はいくらですか。	3歳から5歳までの子どもについては、認可保育所における月額保育料の全国平均額である月額3.7万円、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもについては、月額4.2万円がそれぞれ施設等利用費の上限額となります。
2	預かり保育事業の上限額	保育の必要性があると認定され、幼稚園と幼稚園の預かり保育事業を利用する場合、幼稚園の預かり保育の施設等利用費の月額上限額はいくらですか。	認可保育所における保育料(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)から、幼稚園保育料の無償化上限額(月額2.57万円)を差し引いた額(月額1.13万円)が預かり保育事業(認定こども園(1号)等を含む。)の無償化上限額となります。 なお、無償化の支給額の算定については、実際の預かり保育の利用量に応じた計算としており、利用日数に日額単価(450円)を乗じて計算した支給限度額(上限1.13万円)と実際に支払った利用実績額を月ごとに比較して、少ない方が支給額になる仕組みです。 (参考)ある月の支給額算定方法(例) ・ 預かり保育の利用料として園に支払った額の月内総額: A円 ・ 支給限度額: 利用日数 × 日額単価(450円) = B円(上限:11,300円) ⇒ A円とB円のうちいずれか小さい方を保護者に対して支給

No.	事項	問	答
3	預かり保育事業の上限額	幼稚園等利用者が認可外保育施設等を使用する際の施設等利用費の考え方、費用の充て方(計算式)はどのようになるでしょうか。	<p>幼稚園等が預かり保育事業を実施していない場合や、預かり保育事業が十分な水準ではない場合に限り、認可外保育施設等の利用も無償化の対象となりますが、その給付上限額は、預かり保育事業の無償化上限額(月額1.13万円。満3歳児の住民税非課税世帯は月額1.63万円)から、預かり保育事業の無償化給付額を差し引いた額となります。</p> <p>(参考)ある月の給付額算定方法(例)</p> <p>《①預かり保育事業の給付額算定》 預かり保育事業の利用料として園に支払った額の月内総額:6,000円 支給限度額:利用日数(15日)×日額単価(450円)=6,750円 ⇒預かり保育事業の給付額は6,000円</p> <p>《②当月の認可外保育施設等の利用に係る給付限度額》 11,300円-6,000円=5,300円</p> <p>《③認可外保育施設等の給付額》 認可外保育施設等の利用料として支払った額の月内総額:15,000円 支給限度額:5,300円 ⇒認可外保育施設等の給付額は5,300円</p>
4	預かり保育事業の上限額	幼稚園の預かり保育事業について、長期休業期間中の利用が月額上限額を超過する場合がありますが、施設等利用費の支給は月額上限額×12か月の範囲内であれば、当該月のみ月額上限額を超過してもよいでしょうか。	<p>年単位(年度単位)ではなく、各月毎に算定する仕組みとしておりますので、長期休業期間中など、無償化の月額上限額を超過した月があった場合でも、他の月の無償化上限額で超過分を補填することはできません。</p>
5	預かり保育事業の上限額	新制度未移行の幼稚園の利用料が月額2.57万円より低い場合でも、預かり保育事業の施設等利用費の上限月額は1.13万円ですか、それとも3.7万円と利用料との差額(例えば月額1.7万円の幼稚園を利用している場合、3.7万円-1.7万円=2万円)ですか。	<p>幼稚園の保育料(教育標準時間部分)と預かり保育事業の利用料は、区分して管理することとなりますので、その場合も、月額1.13万円が預かり保育事業の施設等利用費の上限額となります。</p>

No.	事項	問	答
6	預かり保育事業の上限額	<p>保育の必要性を認定された住民税非課税世帯の子供が、年度途中で3歳になり幼稚園に通っている場合、幼稚園の預かり保育事業は幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。また、その場合の上限額は何円ですか。</p>	<p>年度途中で満3歳となり幼稚園に入園した子どもが利用する預かり保育事業については、保育の必要性があり、かつ市町村民税世帯非課税の場合に、施設等利用給付第3号認定を受けることにより、施設等利用給付の対象となります。</p> <p>その場合の預かり保育事業の施設等利用給付の上限額は、認可保育所における保育料の月額4.2万円から、幼稚園利用料の無償化上限額の月額2.57万円を差し引いた月額1.63万円となります。なお、満3歳についても、3歳から5歳までの場合と同じ日額単価450円で、利用量に応じた支給額計算を行うこととなります。</p>
7	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	<p>施設等利用給付の第2・3号認定を受けている新制度未移行幼稚園利用者が、当該幼稚園や在籍園が実施する預かり保育事業にかかる施設等利用給付を受けずに、月額3.7万円(第3号認定の場合は4.2万円)を上限として認可外保育施設等の施設等利用給付を受けることは可能ですか。</p>	<p>幼稚園(認定こども園(教育・保育給付第1号認定)を含む。)の利用者のうち、保育の必要性が認められ施設等利用給付の第2号又は第3号の認定を受けた方が、幼稚園及び幼稚園の預かり保育事業の施設等利用給付を受けずに、月額3.7万円(3号認定者は月額4.2万円)を上限として認可外保育施設等の利用料にかかる施設等利用給付を受けることはできません。</p>

【3. 施設等利用費の給付】

No.	事項	問	答
1	預かり保育事業、認可外保育施設等の支払方法	預かり保育事業や認可外保育施設等の利用者への施設等利用費の支払いは、どのような方法になるのですか。	利用者は、複数の施設を利用する可能性もあることから、尼崎市では、利用者の申請に基づき、一括して清算することができる償還払いとする予定です。
2	預かり保育事業、認可外保育施設等の支給頻度	預かり保育事業や認可外保育施設等の利用者への施設等利用費の支払いは、どのような頻度になるのですか。	施設等利用費の償還払いの頻度については、尼崎市では、四半期ごと(年4回)とし、最終月の翌月末までに請求いただいた3か月分をまとめて、その翌月末以降に支給する予定にしています。(例えば、初回は、令和2年1月末までに請求のあった令和元年度第3四半期分(10月分から12月分)の請求を令和2年2月末以降に支給することになります。)
3	給付の請求先(自治体)について	居住している自治体とは別の自治体の認可外保育施設を利用している場合、利用者はどのように施設等利用費を請求するのでしょうか。	居住している自治体とは別の自治体にある認可外保育施設を利用している場合であっても、居住している自治体に施設等利用費を請求することとなります。なお、ここでいう居住地は、住民票の有無にかかわらず居住事実が認められる場所をいい、将来にわたり起居を継続することが社会通念上期待できる場所としています。
4	過年度支出について	施設等利用費は、消滅時効の規定はありますか。	教育・保育給付を受ける権利等と同様、施設等利用給付を受ける権利についても時効は2年となります。

No.	事項	問	答
5	日割り計算	<p>認定子どもの月途中での利用中止や利用開始の場合、施設等利用費についても日割り計算するのか。また、施設等利用費は施設等ごとに月額限度額が異なりますが、利用施設・事業ごとに日割り計算の考え方は違うのでしょうか。</p>	<p>日割り計算の考え方は、全国共通で、具体的には次の【1】～【3】のパターンとなります。</p> <p>【1】新制度未移行の幼稚園 ①月途中で利用終了の場合の限度額＝2.57万円(※)×退所日までの平日開所日数÷その月の平日開所日数 ②月途中で利用開始の場合の限度額＝2.57万円(※)×入所日以降の平日開所日数÷その月の平日開所日数 注)開所日数について、夏休みなど長期休業中の場合は、園児に対する教育課程の活動を行っていても、職員が勤務しているなど閉所していない日数を含む。</p> <p>【2】幼稚園・認定こども園などの預かり保育事業 ①月途中で利用終了の場合の限度額＝450円×幼稚園等退所日までの預かり利用日数(△) さらに認可外保育施設等が利用可能な場合＝(1.13万円×転出日までの日数÷その月の日数)－△を加算 ②月途中で利用開始の場合の限度額＝450円×幼稚園等入所日以降の預かり利用日数(□) さらに認可外保育施設等が利用可能な場合＝(1.13万円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数)－□を加算</p> <p>【3】認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) これら施設・事業は、月額上限額の範囲内で複数利用が可能のため、日割り計算が必要になるのは、月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合となる。 ①月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額＝3.7万円×転出日までの日数÷その月の日数 ②月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額＝3.7万円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数 ※日割りの日数は、施設等利用給付認定の期間内であることが条件</p>
6	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	<p>幼稚園を利用する認定子どもが、当該園の預かり保育事業と認可外保育施設等を利用している場合、支給額が変わらないからといって施設等利用費の請求を「幼稚園＋預かり保育事業＋認可外保育施設」の利用分ではなく、「幼稚園＋認可外保育施設」の利用分としてなされる場合が想定されますが、これは可能でしょうか。</p>	<p>在籍園が要件を満たして認可外保育施設等の利用料も施設等利用給付の対象となる者については、幼稚園等の利用料にかかる給付(月額上限2.57万円)を受けた上で、月額上限1.13万円(住民税非課税世帯の満3歳児は1.63万円)の範囲で、預かり保育事業と認可外保育施設についてどのような組み合わせで給付の請求を行うかは任意となります。したがって、保護者が事務手続きの簡素化のため、利用した預かり保育事業を請求せず、認可外保育施設のみを請求することも可能です。</p>

No.	事項	問	答
7	償還払い	認定保護者が、施設等利用費を償還払いにより請求する場合、施設・事業者が発行した任意の領収証等を添付すればよいのでしょうか。	尼崎市における施設等利用給付の審査事務が効果的に行われるよう、施設・事業者が発行した任意の領収証を添付するよりも、尼崎市が指定する様式「様式第3号 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」及び「様式第4号 特定子ども・子育て支援提供証明書」を施設・事業者に作成いただき、添付いただきたいと思います。

【4. 預かり保育事業】

No.	事項	問	答
1	申請等事務の施設経由	幼稚園等の預かり保育事業(一定要件のもと、さらに認可外保育施設等を利用する場合を含む。)の利用者が行う施設等利用費の償還払い請求は、預かり保育事業や認可外保育施設等の利用分を含めて、幼稚園等が取りまとめて尼崎市に提出することとなっていますが、直接尼崎市に提出することはできますか。	利用者の方々の利便や尼崎市の事務処理の効率化などを考慮し、幼稚園等経由で請求いただくもので、原則として直接請求はできないこととしております。
2	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	当初予定していなかった事情により、幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる要件(預かり保育事業の開設日数等)に年度途中から該当することとなったり、該当しなくなったりした場合の取扱いはどのようになりますか。	幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる要件は、年度開始前に予定している年間計画で判断していただくことになります。
3	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる要件(預かり保育事業の開設日数等)について、例えば、特定の曜日(毎週水曜日など)のみ、教育時間を含めて6時間の預かり保育事業しか行っていない場合の取扱いはどうなりますか。	特定の曜日において、定期的に教育時間を含めた預かり保育事業の時間が8時間を下回る場合は、その他の曜日において8時間を超える場合であっても、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象となります。
4	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる要件(預かり保育事業の開設日数等)について、例えば、夏休みなど長期休業中のみ8時間未満の預かり保育事業しか行っていない場合の取扱いはどうなりますか。	教育課程に係る教育を実施している平日に8時間以上の預かりを行っている場合で、長期休業中のみ8時間を下回る場合は、要件に該当せず、認可外保育施設等の利用は無償化の対象となりません。

No.	事項	問	答
5	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	施設としては平日8時間以上、年間200日以上の子供の預かり保育事業を実施していますが、人材確保等の事情により、定員を超える利用希望を断ったり、利用者個別の利用日数を制限している場合は、認可外保育施設等の無償化対象要件に該当しますか。	施設として平日8時間以上、年間200日以上の子供の預かり保育事業を実施している場合には、個人の個別の保育ニーズが満たされていない場合であっても、当該園の在籍者が利用する認可外保育施設等の利用料は無償化の対象とはなりません。
6	算定方法	預かり保育事業の上限額にかかる日額単価は450円で、利用時間が増加する長期休業期間で保護者負担が発生する可能性があります。長期休業期間中の特別な措置は講じてもらえないのでしょうか。	預かり保育事業の上限額にかかる日額単価は、保育料が長期休業期間中にも徴収されている実態や公定価格等の運営費補助が長期休業期間を含めた年間の各月に平準化されて措置されていることを踏まえ、年間を通じて同額(450円)としております。

【5. 一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業】

No.	事項	問	答
1	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	認定子どもが子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)を利用する際、提供会員やアドバイザーが施設等利用給付の対象かどうかを確認する必要がありますか。また、どのような事務を新たに行う必要がありますか。	ファミリー・サポート・センター事業の提供会員は、当該事業の利用者が無償化の対象者かどうかについて確認する必要はありませんが、同事業のアドバイザーは、当該事業の施設等利用費の請求を行うのかどうかを確認のうえ、施設等利用費の請求を行うのであれば、尼崎市が指定する様式「様式第5号 活動報告書」を利用者が償還払いの申請を行う際に添付してもらうよう伝える必要があります。 また、利用者が償還払いの申請を行う際に、利用内容や金額がわかる書類が必要となるため、提供会員については、領収証や活動報告書等に、これらを記載いただき、利用者に渡していただく必要があります。

【6. 内閣府令で定める基準等】

No.	事項	問	答
1	対象経費の区分	認可外保育施設等を利用する認定保護者への施設等利用費の支給の際、施設・事業者が支払い審査に必要な書類等を提出しないこと等により、利用者が不利益を被ることがないように法令等に対応しているのでしょうか。	国が定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準では、領収証を施設等利用費の対象経費と対象外経費に区分することなど、施設等利用給付の適切な実施に必要な事項を定めています。

【7. その他】

No.	事項	問	答
1	課税の取扱	幼稚園等の預かり保育事業や認可外保育施設等の無償化に係る給付は、課税対象となるのでしょうか。	租税公課の対象とはなりません。